令和5年度　新入学児童生徒の保護者の方へ

就学援助の大事なお知らせ

那覇市では、就学援助の制度として、国公立の小・中学校へ通う子どもの保護者のうち、経済的な理由により給食費、修学旅行費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。

手続きの流れ

お知らせ配布
教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。

申請手続き
就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。

審査・認定
所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。

就学援助費の支給
認定された場合、就学援助費が支給されます。＊援助の内容によって異なります。

申請手続きについて

令和５年４月３日(月)から申請受付を開始します。

親権者であればどのご家庭でも申請できます。**(親権者でない場合は委任状が必要です。)**
親権者が直接、学校事務室または学務課窓口（那覇市役所 11 階）へお申し込みください。
援助を希望する方は、これまで援助を受けていた場合でも**毎年度申請手続きが必要です。**

審査について

※所得審査の対象は、同一生計の方（同居・別居・世帯別にかかわらず）全員です。

所得審査では、「令和４年分の収入額（所得額）・控除額・税額」を確認します。市町村民税の申告内容がわからず審査ができない場合がありますので、税申告が必要な方は、令和５年１月１日に住民登録のある市町村の税担当部署等にて、申告期間内に税申告の手続きをおこなってください。

おもな援助の内容

※所得審査の結果、認定になった場合は申請した月からの援助費支給となります。

学校給食費	学用品費 通学用品費	校外活動費 （遠足等）	**新入学学用品費 （４月認定者のみ）**	修学旅行費	生徒会費 （中学校のみ）

※生活保護を受給している世帯は、修学旅行費のみが支給対象です。
※新入学学用品費は、**４月に申請し認定された方のみが支給対象です。ご希望の方は必ず、令和５年４月 28 日（金）までに就学援助申請をしてください。**
※小学校入学準備金の受給が済んでいる場合は、新入学学用品費の支給はありません。

【お問い合わせ先】
〒900-8553　那覇市泉崎 1-1-1（那覇市役所本庁舎 11 階）
那覇市教育委員会　学務課　就学奨励グループ
電話番号：　098-917-3505　　FAX：098-917-3380

【就学援助】

※令和5年度の就学援助申請締切日
準要保護　令和５年１２月２８日(木)
要保護　　令和６年　３月２９日(金)

就学援助の支給費目一覧（参考）

※那覇市立以外の学校に通学している場合は、援助の内容が異なりますので、学務課へお問合せください。

※生活保護受給者は援助の費目⑨修学旅行費のみが支給対象です。

援助の費目	支給予定額 小学校 1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学校 1年	2年	3年	支給時期	支給方法
① 新入学児童生徒学用品費等（4月認定者のみ対象）	年額 40,600円	―					年額 47,400円	―		今年度の新入学児童生徒 10月下旬	保護者の口座へ振り込む
※小学6年生は中学校入学前に新入学生徒学用品費の一部を支給します。2月に認定されていれば同月に30,000円を支給し、中学1年生の4月に申請し、認定されれば残りの17,400円を10月に支給します。小学1年生の児童の保護者で、令和4年12月に小学校入学準備金の支給を受けている場合は、支給対象外です。											
② 小学校入学準備金	小学校就学予定者（令和6年度に那覇市立小学校へ入学予定）には、小学校入学準備金（40,600円）を支給します。※10月以降認定者は支給対象外です。									12月	
③ 学用品費	年額 11,420円						年額 22,320円			年間2回に分割して支給します。 1回目　10月下旬（4～9月分） 2回目　2月下旬（10～3月分） ※ただし、第2回目の通学費については、3月下旬の支給になります。 ※5月以降認定された場合は月割されます。 ※学校納付金の未納がある場合は、学校長へ支払いすることがあります。	
④ 通学用品費	―	年額 2,230円					―	年額 2,230円			
⑤ 通学費 （住居から学校までの片道の距離が、児童は4km以上、生徒は6km以上で公共交通機関利用者に限ります。※該当者は学校へ申し出てください。）	37,400円以内 ※オキカカードの写し、領収書、利用履歴の提出必要。						76,120円以内 ※オキカカードの写し、領収書、利用履歴の提出必要。				
⑥ 校外活動費	対象経費（補助限度額 1,550円）						対象経費（補助限度額 2,240円）			2月下旬	
⑦ 生徒会費	―						対象経費（補助限度額 1,900円）			2月下旬	
⑧ 体育実技用具費（柔、剣道の授業に使用する場合）	―						対象経費（補助限度額内）			購入後	学校長へ支払う
⑨ 修学旅行費	対象経費（交通費、宿泊費、見学料等）（補助限度額 20,000円）						対象経費（交通費、宿泊費、見学料等）（補助限度額 57,290円）			実施後	
※対象学年で参加した場合に支給。 また、不参加の場合の取消料の支給は、傷病等のやむを得ない理由に限り、限度額は、参加した場合に支給する修学旅行費の半額となります。											
⑩ 学校給食費	実費を援助						同左			1回目　8月下旬（4～7月分） 2回目　12月下旬（8～12月分） 3回目　3月下旬（1～3月分）	

※上記一覧は、令和4年度のものであり、今後内容に変更が出ることがあります。